あらかわ未来へつなぐ子ども基金条例を公布する。

令和８年１０月２６日

荒川区長　滝　口　学

荒川区条例第２７号

あらかわ未来へつなぐ子ども基金条例

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４１条第１項の規定に基づき、荒川区の未来を担う子どもの健やかな成長の支援に要する資金に充てるため、あらかわ未来へつなぐ子ども基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第２条　基金として積み立てる額は、予算の範囲内で区長が定める。

（管理）

第３条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第４条　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第５条　区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第６条　この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。